

1. 記録もれ100カ月分をといもどす

(京都)

私が「ねんきん特別便」を受け取ったのは年末でした。年金の支給を受け、すでに6年以上たつのですが、受けた当時は、30年ちかく「厚生年金」をかけていたのに「低い年金額やなあ」と今日までほっておいたのですが、正月明けにあらためて「ねんきん特別便」を確かめてみました。

厚生年金のある職場に就職する前に、同じ個人商店に2度で9年9カ月は働いていたので、そのときの国民年金が記録もれになっているのではと思い、「ねんきん特別便」を持って社会保険事務所に行きました。

個人商店に就職した最初の時代には、「国民年金」の制度そのものがまだ無かったため、当然記録もなく、2度目に就職したときの56カ月が「ねんきん特別便」に記載されていることが確認できました。

そのとき、個人商店を退職して、厚生年金のある事業所（大学生協）に就職したのに、その期間の9年間の記録がないことを発見しました。うろ覚えの記憶で社会保険事務所の職員に事業所の名前を言っても検索してくれず、もちろん修正もしてもらえませんでした。

自宅に戻り、就職活動のために記録しておいたメモ帳を引っ張り出し、異動も含む事業所ごとの勤務先をメモにして、再度社会保険事務所に行き、調査を依頼しました。検索の結果、今回は異動も含めて2つの事業所で8年10カ月ほどの記録もれが確認されました。

修正された「ねんきん記録」が社会保険庁から送付されるのが1カ月後。実際に訂正されるのは6カ月後になるとのことでした。支給もれが是正されて年金がいくら増えるかわかりませんが、正直なところ楽しみにしながらホッとしています。ねんきん記録が「消えて」いた理由として、

① 健康保険証は加入者本人に渡されますが、厚生年金証は本人に直接渡されず事業所が管理・保管したこと。

② そのために、人事異動などの移籍のときに健康保険の手続きはされても、厚生年金の移籍手続きがもれたか、忘れられていたものと思われます。

国民年金の制度は、昭和36年4月に始まりました。

2. 卒業後1年間の厚生年金が判明

(京都)

平成20年2月中旬に、「ねんきん特別便」が届きました。自分の年金記録に漏れがあるとは思ってもみませんでした。

しかし、特別便の「あなたの年金に結びつく可能性のある年金記録が見つかりました」という記述を見て、学校卒業後1年間だけ愛知県にある会社に勤めていたことを思い出しました。さっそく社会保険事務所に出向き申し出ました。その結果、昭和31年4月～32年3月までの1年間厚生年金に加入していた記録を確認し、受給権を回復しました。回復した金額は、1年で5万円程度で、支給は最初直近の5年間になるということでした。しかし、時効が廃止されているので、最初の受給が認められた期日までさかのぼって支給されるという回答がありました。

社会保険事務所の対応は、特別便の受付が別に設けており、てきぱきとした対応がされました。

今回の問題は、「申請しなければ、年金がもらえない」という「申請主義」が大きな問題だと感じました。

3. 20年さかのぼって支給！

社会保険事務所に行ってよかった

(京都)

知り合いの中に、「ねんきん特別便」が届いているとわかって訪ねてみると、すでに「問題なし」との返事をしていましたが、委任状をもって社会保険事務所に行きました。すると、休まずずっと働き続けてきたのに、10年あまりが空白だということがわかりました。

本人は職場を何回も変わっていたため、記憶を呼び戻すのが大変。勤め先は思い出せないが働いていたことは確かなのです。特別便が来たのだからと、意を強くして社会保険事務所へ調べてもらいに行きました。そこで、わずかですが、9カ月勤務の会社があることが浮かび上がり、統合に成功。20年あまりさかのぼって支給されることになりました。

社会保険事務所で一番苦勞したことは、会社名を思い出すことでした。可能性のある会社の名前を提示してほしいと要請したが、「何人かの人が私ですと言ったら困る」などと言って断られました。しかし、本人に粘り強く思い出すように努力してもらい“・・・らしい”という内容が出てきました。ていねいにサポートすることが必要だと思います。

現在は可能性のある会社名を提示してくれるようになりました。

4. 結婚前に府立病院の売店従業員、 思いがけず年金加入記録が見つかる (京都)

平成19年12月下旬に「ねんきん特別便」がとどきました。

結婚前に府立病院の売店従業員をしていましたが、厚生年金に加入していることはまったく知らず、アルバイト扱いと考えていました。年金相談員の市川さんの社会保険事務所での調査によって厚生年金加入記録があることがわかったのです。

2月8日、社会保険事務所へ行き、対応の結果、売店、代表者、従業員の名前等がわかればよいとのことでした。社会保険事務所では、私の旧姓、生年月日とも私の証言と一致していました。

その後、府立病院関係での二人の方に、売店名、代表者名の調査依頼をお願いしたのですが、51年前のことですのでわかりませんでした。

同僚については古い住所録によりSさんが判明し、再度社会保険事務所へ行きました。しかし、Sさんの名前はなく、その場で思い出したOさんの名前が従業員名簿にあり、やっと私が売店（山三商事）の従業員であることが証明できたのです。その結果、昭和32年9月から昭和33年2月までの6カ月間の年金加入記録が増えたのです。私が一時でも該当する文字を言えば、確認できたのです。社会保険事務所の対応は親切でした。

同時に、忘れないように過去の日記、家計簿の記述が重要だと思いました。

アルバイトや臨時だったからとっていたのに、厚生年金に加入していたという事例がよく聞かれます。すべての職歴をきちんと点検することが大事です。

5. 病気療養中(生活保護受給期間)の60カ月 20カ月分が年金記録に (京都)

昨年12月下旬に「ねんきん特別便」が届きました。念のため、年金相談員のIさんに相談しました。病気療養中の昭和36年7月～昭和41年11月までの約5年の空白があることをIさんが調べてきてくれました。

その内容は、病気療養期間は60カ月が生活保護期間であるため、3分の1となり、20カ月分が国民年金期間となるということです。

2月8日、社会保険事務所に行き、確認し、年金加入記録票を提出したのです。

年金受給時の年金記録が正しいと思っていたのが間違いでした。学校卒業以来、45年に海軍はつぶれ、年金に加入していない会社もあり、会社は倒産、病気により退職、複雑な職歴でした。

「ねんきん特別便」の加入記録について、年金相談員のIさんにはお世話になりました。たびたびの電話に応答。私も2度自宅を訪問しIさん自身が社会保険事務所に出向いて調査いただきました。非常に親切、ていねいに相談にのっていただき感謝しております。

生活保護期間は、法廷免除期間として受給資格期間に入りますが、年金額の計算には3分の1が反映します。

6. 独身時代のパートの年金が見つかる

(埼玉)

U支部長にも「ねんきん特別便」がとどきました。

『社会保険事務所に行くと、そこは相談の人がいっぱい、一日がかりで弁当をもって待っている人もいました。窓口に行くと、私のデータが用意されていて、その中に九州の独身時代のパートの分がありました。パートだから年金は入っていないと思っていたものが発見され、さっそくこれまでの年金に加算され、その上、年金をもらい始めた60才にさかのぼって一時金として支給されることになりました。「ねんきん特別便」が来た人も、それ以外の人も、自分のデータをチェックする必要があると思いました。』

7. 「埋蔵金」あったよ、奥さんは年金者組合に加入

年2万円増額、過去の分20万円 (愛知)

このほど、組合員ではないTさんの相談にのりました。「ねんきん特別便」に空白部分が数カ所あり、Tさんの代理人である奥さんと私とが一宮社会保険事務所へ行きました。

Tさんは、昭和30年ごろから宮崎で働き、昭和48年以後は愛知県で働いていました。持って行ったこちらの資料と照合の結果、宮崎の製材所で厚生年金2年分、同県都城市で国民年金1年分を発見。今年6月から年金が年2万円増額され、過去の分約20万円が振り込まれることに。しかし、昭和38年から48年まで愛知県の建設会社で働いた10年分の記録が不明で、再度調査してもらうことにしました。

このなかで、Tさんの奥さんが年金者組合に加入されました。

年金の回復に尽力するなかで、組合に加入してもらったことは、ほんとうにうれしいことです。貴重な経験ですね。

8. 「ねんきん特別便」で調べたら

国民年金11万円の増額

(愛知)

「ねんきん特別便」を見たIさん、「どうもおかしい」。払ったはずの国民年金が記録されていないのです。年金者組合の佐々木さんと熱田社会保険事務所に出かけました。調べてもらおうと、46ヵ月の納入記録が出てきました。なんということでしょう。このデタラメぶり。

約11万円/年(推計)の増額はやはり嬉しい。でも手続きは数ヶ月かかるそうです。「これまで年金が少ないなあと思っていたが、役所を信用しとった」とIさん。

まだ戦前働いていた郵便局当時の記録を共済組合で探すことが残っています。「ねんきん特別便」はとてもわかりにくい。年金者組合がもっとわかりやすくせよ、というのは当然です。年金でも、後期高齢者医療制度でも、増税でも、年寄りいじめがひどすぎます。

受給者や高齢者の立場に立った親切な行政が求められます。「親切」さがまったくない典型が、後期高齢者医療制度です。

9. 岩倉市に約3000通の「ねんきん特別便」

必ず埋蔵金を見つけよう

(愛知)

岩倉支部でのとりくみの例です。

① 近所に住む知人の80代の女性の方から「ねんきん特別便が届いた」と聞き、3月27日一宮社会保険事務所に行きました。「たぶん昭和19年10月から21年5月退職までの記録ではないかと思う」と。63年前の20才ごろの話です。

当日4時半ごろ着いたら、待合いロビーは満員で2時間以上も待って7時頃やっと呼ばれました。係の話では、「昭和19年10月、11月、12月の3ヵ月の記

録が見つかりました。20年1月から21年5月までの記録はまだわかりません。調べます」との返事でした。

② Yさんの知人、80代の男性Mさんに「ねんきん特別便」が届きました。Mさんの20才前後、戦争中から戦後にかけて働いていた2つか、3つの事業所で加入していた記録らしいのです。

3月28日、Yさん、Sさん、Mさんで一宮社会保険事務所へ。待合いロビーは満員で受け付けの人は、とても今日は無理なので4月10日すぎごろに、またきてくださいとの対応です。Yさんたちは出直そうと帰ってきました。

なお、Sさんの宙に浮いた記録が2月に見つかりましたが、まだ、社会保険庁から新しい年金裁定書が届いていません。未払い金もまだです。どうなっているのか、と聞きましたら、早くても秋から年末頃、あるいは来年になるかも、との返事でした。

③ MSさんは1月25日、奥さんといっしょに一宮社会保険事務所へ。勤労学生時代の厚生年金加入記録の調査申請をして帰ってきました。2月下旬、「ねんきん特別便」が届きました。そして3月下旬、名古屋の北社会保険事務所へ。3時間待ってやっと窓口へ。加入記録照合表に事業所名や勤務年数を記入して調べてもらうと、1ヵ月分の加入記録がありました、との回答です。「そんなはずはない。2年ほど勤めていたはず」と言うと、「再調査します。とりあえず、この1ヵ月分の追加申請手続きをします」とのことで、後日の回答待ちになりました。

10. 年金がもどっても

後期高齢者医療で保険料が上がるのでは・・・(東京)

2月「ねんきん特別便」が届きました。まず、自分の職歴について順番にメモをしてきました。1942年から定年までの間に10数カ所の会社で働いてきました。

通知の一覧表と私のメモと合わせてみました。合わない抜けているところがあり、3月文京の社会保険事務所に行きました。

「あなたは新宿区の方に勤めていたことはないか」と聞かれました。会社の名前は思い出せないが、働いたことが確かにある。初めは会社の名前は教えてくれません。しかし、名前、生年月日、住所などをパソコンで調べて私がたしかに勤めていたことがわかりました。ここで、1年間勤めており、厚生年金10ヵ月の記録が見つかりました。どのくらい追加支給されるのかを聞いたら、年間2万円くらい増えますという。年金を受給してから20年になりますから、その分も入ると言われました。

まだ、1カ所、記憶と合わないところがあるのですが、これについては、今は混雑しているので後日行こうと思っています。支給は数ヶ月後になるそうですが、でも、よかったです。

それにしても後期高齢者医療の保険料が今年の国保料より22,400円も高くなります。年金支給額が増えても、この支払いでパーになるわけです。年金は消えたままにして、保険料は年金から否応なしに取るという今の政府に腹がたちます。

年金額は回復されないまま、後期高齢者医療制度の保険料は「天引き」という人もたくさんいます。保険料の徴収には頭を使うが、受給者の権利や高齢者の生活には冷淡という政府・行政の姿勢が大問題です。

11. 年金記録照会票から

2年間の空白期間を発見

(千葉)

役員が代理人になり年金記録の照会をしようという運動にとりくみました。

私も含めて3名が支部長に委任状を託しました。幕張の社会保険事務所へ行くとすぐにそれぞれの年金記録照会票を受け取ることができました。私の場合、調べてみると、2年間の空白期間があることがわかりました。

その後、「ねんきん特別便」が私にも送付されてきました。さっそく社会保険庁に電話を入れると、だいぶん待たされた上で、「地元の社会保険事務所に」との指

示だったので、他にも依頼された人と私の分を支部長に託しました。

幕張の社会保険事務所の受付は大勢の人でしたが、年金者組合というとすぐ受け付けてくれたそうです。

そして、加入記録照会票を提出したところ、消えていた1カ所が判明したのですが、本人でなかったため、再度私とその後依頼された人とともに社会保険事務所へ行くことになりました。

3月になっていたのに、待合室は満員で3時間あまり待たされ、やっと面会できました。「現在受給している年金の再裁定手続きを申し出ます」という申出書を提出しました。面接係官からは「半年から8ヵ月以上はかかりますよ」と言われました。

ところが、3月末に「再交付」と表示した「ねんきん特別便」が送付されていました。中味は最初のものと同じで、あきれや、腹が立つや。このムダな費用は全国で32億円以上とか。

こんな実態の最中、後期高齢者医療制度が導入される始末。この怒りを4月18日の知事への個人請願をはじめ国会行動にぶつけたいと思いました。

12. 4件、3年間の記録が判明

昔のことだからと諦めないで

(愛知)

『ねんきん特別便』が届いたけれどよくわからないの」と、Sさんから相談を受け、私も何もわからないけれど、これだけ騒がれていることを何も知らないでは悔しいので、社会保険事務所までご一緒することにしました。

Sさんの記憶のよさに助けられ、4件も記録が抜けていることが判明。合わせて3年間の年金が増えることになり、今までの不足分も半年先には受け取ることができそうです。

この経験で感じたことは、昔のことだからと諦めないこと。ほんのちょっとの手がかりでもあれば、社会保険事務所に出向き、相談すれば、職員が根気よく調べてくれます。思ったよりきちんと記録は残っていると感心しました。自分でかけた年

金です。真剣にとりもどすことを考えましょう。

13. 米軍基地での2ヵ月のアルバイトが記録漏れ (埼玉)

3月10日、重要親展「ねんきん特別便」が届きました。

高卒と同時に就職し、44年間働き退職したので、他の職歴など「寝耳に水」の話でしたが、半世紀前の記憶をたどり、就職までの2ヶ月間、入間の米軍基地でアルバイトをしていたことを思い出しました。

さっそく、社会保険事務所に電話しましたが、何回かけても話し中で通じず、4月1日に出向きました。

受付は2階の会議室で、午前9時にはもう80人はどが待っていました。受付は9時15分で97番目です。待っている人の話から判断して、いったん家に帰り、12時半に再度出向いて順番となりました。

私の2ヵ月の記録の照合はすぐに終わり、半年か1年後に支払いがあるとのことでした。

私のような短期のアルバイトの年金漏れは意外に多いのではないのでしょうか。

14. 昭和38年の年金10ヵ月分が見つかる (千葉)

組合員Oさんの奥さんに「ねんきん特別便」が届きました。Oさんはさっそく支部の役員に相談。野田支部長が本人の委任状をもらい幕張社会保険事務所に行って確認したところ、昭和38年に勤めていた会社の厚生年金10ヵ月分が「消えて」おり、「復活」することになりました。

年金受給から10年たっており、これまでの分が支払われ、今後の年金額が引き上げられる見通しです。昔のことで、本人は会社の名前や正確な勤続期間は忘れていましたが、およそのことを思い出しました。社会保険事務所には正確な記録が残っていたのです。